

## 2 人口減少対策

### (1) 東京一極集中の是正

#### 国への提案事項

国は、2014年に第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して以降東京圏から地方への転出入均衡を目標に掲げ取組を実施しているが、近年東京圏への転入超過は拡大している。本年1月には、民間有識者で構成する人口戦略会議から「多極集住型」の国土づくりの重要性が提言されたところであり、こうしたことを踏まえ、国においては地方への人材の還流を進めるため、より一層の取組の展開を求める。

#### 1 東京一極集中の是正に向けた取組の影響提示、効果検証等

- 地方・東京圏の転出入均衡に向けて、
  - ・国と地方で取り組むべきことを明確化し、取組ごとに転出入への影響を具体的に示すこと。
  - ・これまでの国の取組について、効果検証を行い、必要な見直しを早急に図ること。

#### 2 地方志向への価値観の転換に向けた社会機運の醸成

- 国が主体となり、マスメディアやソーシャルメディアなど広報媒体を積極的に活用し地方の魅力や、東京一極集中の弊害を発信することで、国民の価値観を地方志向へと大転換するような機運醸成を積極的に進めること。

## 国への提案事項

### 3 企業の移転促進に向けた調査・分析

- 東京圏の企業に対し地方移転に関するニーズや実態、調査を行うなど、定量的な分析結果に基づき課題を明確にした上で、新たな地方創生を展開し、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

### 4 地方移転を促進するインセンティブの構築

- 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金(仮称)制度を創設すること。
- 雇用促進税制の適用要件から法人全体の従業員の増加を限度とする規定を撤廃するなど、企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制の更なる拡充を図ること。
- 東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- 本社機能の移転に伴い、地方へ転居する従業員に対しての移住支援制度を創設すること。

2 人口減少対策  
(1) 東京一極集中の是正

国への提案事項

5 プロフェッショナル人材の還流に向けた取組の継続

- デジタル人材が質・量ともに不足していることに加えて、都市圏への偏在も課題となる中、地域企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等の獲得を支援するプロフェッショナル人材戦略拠点をはじめとする人材マッチングの取組を強化し、地方へのプロフェッショナル人材の還流を促進すること。
- 東京一極集中の是正を強力に進めるとともに、地方企業の成長戦略実現のための人材投資の促進に係る自治体の取組に対して、財政支援を強化すること。

## 国への提案事項

### 6 社会動態全体を表した「住民基本台帳人口移動報告」への内容変更

- 総務省が毎年1月末頃に公表している「住民基本台帳人口移動報告」の報告書においては、日本国内の移動に係る内容のみが掲載され、国外からの転入者及び国外への転出者は含まれていないため、社会動態の全体を表しておらず、報告書として社会に誤解を与えかねないことから、社会動態全体を表した報告に内容を改めること。

### 7 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

- 全国的な人口の移動理由について分析するため、住民基本台帳法上の「転入届」や「転出届」の届出に合わせて、「移動理由」や「Uターンの状況」を把握できるようにするなど、全国統一的な仕組みを構築すること。

【提案先省庁：内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省】

1 東京一極集中の是正に向けた取組の影響提示、効果検証等

2 地方志向への価値観の転換に向けた社会機運の醸成

## 現状／国・広島県の取組状況

### ○ 国の取組状況

国は、2014年に第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して以降、政府関係機関・研究機関の地方移転や企業の地方拠点強化などの取組を進めてきた。

#### 【参考】国の主な取組

- ・ 地方拠点強化税制
- ・ 地方大学・産業創生法
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）
- ・ デジタル人材地域還流戦略パッケージ（地方創生起業支援金・地方創生移住支援金）等

### ○ 広島県の取組状況

広島県においても、社会動態の均衡に向け、企業誘致や学生の県内就職促進など、様々な取組を進めてきた。

#### 【参考】広島県の主な取組

- ・ 県内高校・大学と連携した中小企業の魅力を知る機会の拡充
- ・ 県外学生等に対するUターン就職促進
- ・ デジタル系企業を中心とした本社・研究開発機能等の誘致
- ・ 東京圏等から移住の促進 等

## 2 人口減少対策

### （1）東京一極集中の是正

## 課 題

- 国は、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき取組を進めてきたが、東京圏への転入超過数は、2019年には約15万人と取組開始前の2013年と比較して1.5倍に拡大しており、検証においても、「施策効果が十分に発現するまでには至っていない」と評価されている。
- 第2期総合戦略では、「2024年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させる」という目標を設定していたが、2022年12月に策定した、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では達成時期を2027年度と後ろ倒しされている。
- こうした中、2023年における東京圏への転入超過数は12.6万人と依然高い水準となっており、転出入均衡へ向かう兆しは見えない。
- 広島県においては、国内移動の転出超過数が、2020年度以降、拡大し続け、2023年は1万人を超える水準に至っており、そのうち東京圏への転出超過が全体の4割以上を占めている。
- マスメディアやソーシャルメディア等においては、東京圏での生活や暮らしの魅力を強調するようなコンテンツが多く、こうした状況が東京一極集中を更に加速させている可能性がある。

### 3 企業の移転促進に向けた調査・分析

#### 4 地方移転を促進するインセンティブの構築

## 現状／国の取組状況等

### ○ 人・モノの東京への過度の集中

- ・ 全国の事業所の約28%が東京圏(東京、埼玉、千葉、神奈川)に所在。
- ・ 東京圏への本社移転は、2021年から転出超過となっているが、2011年以降10年連続転入超過が続いていた。

### ○ 企業ニーズと施策のミスマッチ

- ・ 本社機能の社員数は減少傾向であるが、雇用促進税制は法人全体の雇用増を求めている。
- ・ 地方移転の実現を試みる企業が、本社機能の新設等に伴う経費全体への支援等を求める中で、現行の施設のみに対する減税策では企業にとって十分なインセンティブが与えられていない。

#### 【地方拠点強化税制】～令和6年度税制改正内容～

- ・ 適用期限を令和8年3月末まで2年間延長
- ・ 特例措置の対象となる事業部門の追加及び併設する育児施設を対象施設に追加
- ・ 税制適応対象期間の緩和等の雇用促進税制の拡充
- ・ 建物の取得価額に上限を設定する等のオフィス減税の縮減

## 2 人口減少対策

### (1)東京一極集中の是正

## 課 題

- 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり、国が自ら率先し、企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的な課題解決を図る必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京一極集中のリスクが改めて浮き彫りとなった。
- 企業の地方移転の促進に向けて実態把握、施策の明確化や効果検証等を行いながら、成果を挙げていく必要がある。

(地方拠点強化税制)

- 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ、より多くの企業が地方への移転を行うため、現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

5 プロフェッショナル人材の還流に向けた取組の継続

2 人口減少対策  
(1) 東京一極集中の是正

現状／広島県の実況

○ 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の設置

- ・ 潜在成長力のある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を平成27年10月に全国で最初に設置し、活動を開始

【拠点の活動実績(令和6年2月末までの累計)】

|     | 相談件数    | 成約件数   |
|-----|---------|--------|
| 全 国 | 101,591 | 25,429 |
| 広島県 | 3,487   | 866(※) |

(※) 連携する登録人材紹介会社主導の成約件数も含めた県全体の成約件数は、2,074件

○ プロフェッショナル人材受入コストの支援

- ・ 人材紹介手数料の一部補助による企業の負担軽減策を実施

【補助金交付実績(令和6年2月末までの累計)】

|              | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    | 計     |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 補助件数(常勤雇用)   | 20    | 33    | 34    | 40    | 53    | 39    | 41    | 47    | 307   |
| 首都圏からの転職・転居数 | 5     | 18    | 8     | 12    | 29    | 17    | 22    | 15    | 126   |
| 割 合          | 25.0% | 54.5% | 23.5% | 30.0% | 54.7% | 43.6% | 53.7% | 31.9% | 41.0% |

令和2～4年度は、首都圏からのプロ人材の転職・転居が高水準で推移した一方、令和5年度は減少したことから、コロナ禍が地方転職潜在層に与えた影響がうかがえる。

課 題

- プロフェッショナル人材事業は順調に成果を挙げているものの、東京圏の転入超過は約11万人(令和5年)となっており、東京一極集中の解消には至っていない。
- 高度なデジタル人材等の地方還流を促進することにより、地方企業の成長戦略の実現を後押しする必要がある。

## 現状

### ○ 社会動態全体に即していない結果の公表

- ・住民基本台帳人口移動報告の報告書は、国内移動の内容のみが掲載され、国外からの転入者及び国外への転出者は含まれていないものとなっている。
- ・これによると、「転出超過数は広島県が最も多く、最も拡大」となっている。
- ・一方で統計表の一つである参考表には、国外からの転入者及び国外への転出者が掲載されており、この数値を含めると、本県の令和5年の結果は、355人の転入超過で、全国26位となっている。
- ・このように、現在の報告書は社会動態全体を表したものになっておらず、社会に誤解を与えかねない内容となっている。

### ○ 人口移動理由の分析の必要性

- ・本県では、以前から、窓口での転出入手続き時に移動理由を把握するための独自調査を行っている。
- ・法令で定めのない独自調査であるため、回収率が低迷している。加えて、昨年からマイナポータルを通じたオンラインによる転出届が可能となったことから、さらに回収率が低下している。
- ・また、同様の独自調査を実施している都道府県が少なく、かつ調査項目が異なっていることから、全国比較が困難な状況にある。

## 2 人口減少対策

### (1) 東京一極集中の是正

## 課題

- 住民基本台帳ネットワークシステムで外国人も対象となっている以上、国内移動のみならず、報告書には、国外移動も含めて社会動態全体の状況を示す必要があると考える。
- 東京圏への一極集中は、地方と国が一体となって取り組むべき喫緊の課題であり、この課題解決のためには、全国統一的な調査により、人口の移動理由を分析して各自治体の実施する施策に反映させる必要がある。